

草津市産学連携スタートアップ事業補助金

草津市では、産学連携を加速し、地域産業の活性化を図るため、市内の中小企業者または個人が県内の大学と連携して実施する研究開発に要する経費の一部を補助します。

1. 補助対象事業

県内の大学等と具体的な新技術や新製品または新サービスの研究開発、技術革新などに関する課題があり、その解消のために行う次の連携事業

- ① 委託研究(試験・調査・分析)
- ② 共同研究
- ③ 技術指導

2. 補助対象者

次の要件をすべて満たす個人または中小企業者とします。

- ① 市内に1年以上居住している者または、市内に1年以上本社もしくは本店がある法人。
- ② 市税の滞納および市の各種償還に滞りのないこと。
- ③ 当該事業において、国、県または市の他の制度による補助金等を受けていないこと。
- ④ 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 市の経済活性化、または地域の振興に資することが期待できるものとして、市長が認めるもの。

※協同組合、商工組合及びNPO団体は対象となりません。

お問い合わせ・申し込み先

草津市 商工観光労政課（市役所4階）

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

Tel : 077-561-2352

Fax : 077-561-2486

E-mail : shoro@city.kusatsu.lg.jp

詳細はこちら



3. 補助対象経費

各大学との受託研究・共同研究契約に基づいて、事業者から大学に支払われる経費

※経費・特許等の取扱いは各大学の規定に基づく

※年度内(3月末まで)に、事業と支払いが完了するものに限る。

4. 補助金額

補助対象経費の1/2(上限50万円以内で予算の範囲内)

5. 補助金申請期間

随時

※ただし、予算終了とともにお断りをする場合があります。

6. その他

- ① 申請されたすべての企業に補助金を交付できるとは限りません。また、補助金額は予算の範囲内で減額されることがあります。
- ② 補助金を交付した企業には、補助対象プロジェクトの完了後に実績報告書を提出していただきます。
- ③ 補助金を交付した場合は、企業名・申請プロジェクト名・対象大学名を発表することがあります。
- ④ 交付決定通知後、諸般の事実により正式な契約締結に至らなかった場合には、交付決定は失効となります。
- ⑤ 補助金の支払いは、大学との契約締結を経て、大学への経費振込が終了した時点で支払われます。

対象事業(イメージ)

(製造業)

・自社製品・技術の抱える課題を解決したい。

(飲食・小売業)

・新商品の成分・効能を分析してほしい。

(印刷会社)

・開発した素材をバイオ面で評価をお願いしたい。

(ソフトウェア会社)

・新たな情報システムを開発したい。

(ベンチャー企業)

・ゼロカーボンをテーマにしたサービスを提供するため、大学と共同研究を実施したい。

など

県内大学(例)

立命館大学

龍谷大学

滋賀医科大学

長浜バイオ大学

滋賀県立大学

成安造形大学

びわこ成蹊

スポーツ大学

申請手続きの流れ

事前相談書の作成・提出



事前相談書に基づく
ヒヤリング



補助金の申請書提出



市から補助金の
交付決定



企業と大学との契約



事業完了

大学の支払い完了
市への事業実績報告



市からの補助金の
額の確定通知



市への補助金請求
口座振込み